

第31 業態別消防用設備等の取扱い

1 農業用施設等の取扱いについて

(1) 判断の要素

- ア 企業の要素を含むもの及び団体等で使用する場合は、政令別表第1に該当するものとする。
- イ 個人使用の場合であっても延面積が300㎡以上のものについては、政令別表第1に該当するものとして取り扱うこと。
- ウ 上記以外のものについては、政令別表第1に不該当として取り扱う。

(2) 具体的な判断及び取扱い

- ア 畜舎及び畜舎に付随する施設（省令第32条の3第2項に規定する施設をいう。）は、政令別表第1（15）項として取り扱う。

なお、次に掲げる取扱いについては、令和4年4月1日以降廃止する。ただし、当該取扱いを廃止した時点において政令第32条が適用され、かつ、特例基準に適合しているものについては、なお従前の例による。

(ア) 消火設備及び消防用水

a 屋内消火栓設備

隣地境界線又は道路中心線からの水平距離が一階にあつては3m以上、二階にあつては5m以上で延焼のおそれが少ない場合は、政令第32条を適用し消火器の設置にて屋内消火栓設備を免除する。

b 屋外消火栓設備及び消防用水

隣地境界線又は道路中心線からの水平距離が一階にあつては3m以上、二階にあつては5m以上で延焼のおそれが少ない場合（同一敷地内に2以上の堆肥舎及び畜舎等がある場合を含む。）は、政令第32条を適用し消火器の設置にて屋外消火栓設備及び消防用水を免除する。

(イ) 警報設備

当該防火対象物が、堆肥舎500㎡（無窓階は300㎡）以上、畜舎等は1,000㎡（無窓階は300㎡）以上の場合、政令第32条を適用し電話の設置にて警報設備を免除する。ただし、当該堆肥舎及び畜舎等を管理する者が居住する住居が隣接している場合は、当該住居の電話にて、また、堆肥舎及び畜舎等に入出入りする者が携帯電話を所持している場合は、常時携行にて電話の設置を要しないものとする。

- (ウ) 前(ア)及び(イ)にて政令第32条を適用する場合は、電気設備に過電流遮断

器を設置させること。

- イ 農作物等の作業に用いるもの、農機具又は農作物等の倉庫
政令別表第1(12)項イ、(13)項イ又は(14)項として取り扱う。
- ウ 蚕室
政令別表第1(12)項イとして取り扱う。

2 地区公民館の取扱いについて

地域にある比較的小規模の公民館（これに類する施設を含む。）で自治会又はこれに類する団体が管理するものは、地区公民館として次のとおり取り扱う。

- (1) 政令別表第1(1)項ロ（集会場）として取り扱うこと。
- (2) 収容人員の算定については、固定椅子以外は、その実態に応じた最大数とすること。
- (3) 消防用設備等については、政令第32条を適用して政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に準じた取り扱いとすること。
- (4) 防火指導については、法定どおり指導すること。
- (5) 消防用設備等の点検、報告については、法定どおり実施するよう指導すること。
- (6) 延べ面積150㎡以上で、法第8条が該当する場合は、消防用設備等の設置義務が生じない場合であっても、台帳を作成し防火管理業務、防火及び防火対象物使用開始届出の指導を行うこと。
- (7) 防火管理について（延べ面積が350㎡未満の地区公民館）
防火管理者の選任及び消防計画の作成については、別紙1の通知文をもって替えることとする。

3 自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

建基法第38条の規定による建設大臣の認定を受けた、1層2段、2層3段及び3層4段の自走式自動車車庫（1階部分、2階部分、3階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）の消防用設備等の設置については、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 政令第13条第1の規定により、1階で500㎡以上のもの、2階、3階で200㎡以上又は屋上部分で300㎡以上のものには、当該部分に特殊消火設備の設置義務が生ずるが、次の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができる。
 - ア 壁面については、次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 長辺の一边について、柱、はり等の部分を除き、当該壁面が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について排煙上有効な位置に、当該壁面の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。

(イ) 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

イ 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が、自走式自動車車庫の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く）。

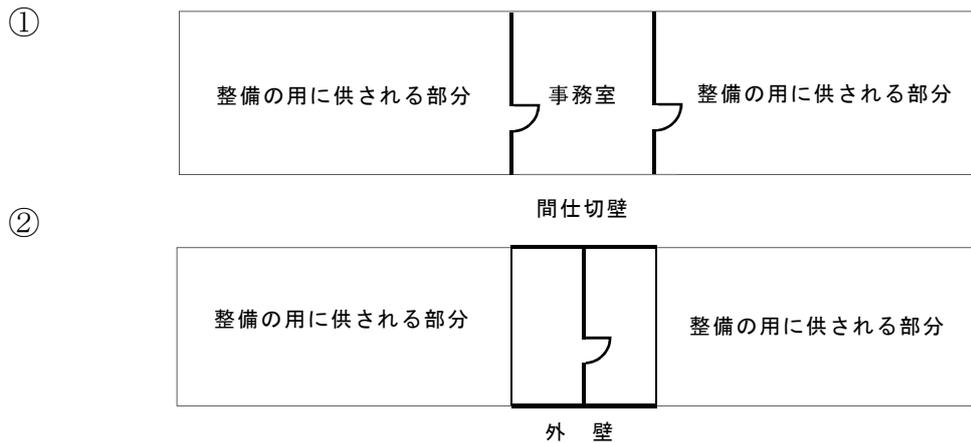
(2) 政令第21条第1項第4号の規定により、延べ面積が500㎡以上のものには、自動火災報知設備の設置義務が生じるが、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。）については、規則第23条第4項第1号口の「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器の設置を免除することができるものである。また、自走式自動車車庫の階ごとに次のア若しくはイ又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人がいる場所又は入り口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話を設置することを条件として、政令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を免除して差し支えないものであること。

ア エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。

イ 壁面について(1)・ア・(ア)又は(イ)に該当するものであり、かつ、天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。）の合計が床面積の20%以上確保されていること。

(3) 自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置については、(1)及び(2)により取り扱うものとする。

4 政令第13条第1項の表中「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積の算定は、間仕切壁及び同壁の部分に設けられた開口部の構造等に関係なく整備の用に供される部分はすべて合算とする。ただし、それぞれの防護区画が、他の防護区画からの火災による影響を受けない位置又は構造を有するもので、かつ、当該区画の床面積が設置基準未満のものにあつては、政令第32条の規定を適用して、政令第13条第1項に定める水噴霧消火設備等を設置しないことができる。



※ 他の防護区画からの火災による影響を受けないとは、①にあつては、間仕切壁が耐火構造であること。また、間仕切壁に設ける開口部は特定防火設備で、1の開口部の大きさは4㎡以下、かつ、常時閉鎖式であること。②においては、間仕切壁を含み1.8mの間は耐火構造であること。また、間仕切壁に設ける開口部は特定防火設備で、1の開口部の大きさは4㎡以下、かつ、常時閉鎖式であること。

5 スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について

近年、事務所ビル、店舗ビル等の賃貸を主とする防火対象物については、未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下同じ。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始することができることについて、スケルトン状態の火災危険、管理状況、消防用設備等の設置状況や防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分の有する防火対象物をいう。以下同じ。）についての消防用設備等の設置・維持や各種手続きに関する消防法令の運用を下記のとおり定める。

(1) スケルトン防火対象物に係る基本的考え方

ア 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態の取扱い

(ア) スケルトン状態のままで、それ以外の部分の使用を開始するケースの例

- a テナントビル：テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース（継続的にテナント募集）とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース
- b 共同住宅：入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸（継続的に入居者募集）とし、入居者が確定している住戸だけ開始するケース

(イ) 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続きは防火対象物全体に対し適用されることから、原則として防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認した上で、消防用設備等の設置検査

を行うこととなる。

なお、(ア)のように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の火災危険性、管理状況消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、政令第32条の規定を適用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。

(ウ) 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること。また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点において更に検査を行うことを担保とすることが必要と考えられることから、建基法に基づく仮使用の手続きと平行して消防用設備等の一部の検査を行うこととする。

イ 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取扱い

スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定（＝具体的なテナント、入居者等が確定）することに伴い、当該部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。そのようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備等の設置に係る手続き及び提出書類の変更、更には防火対象物全体に対する設置検査等が必要になる。

(2) スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用

ア スケルトン状態の部分の用途等

(ア) スケルトン状態の部分の用途、規模、構造、設備、収容人員、管理形態等については、原則として事前に計画された内容によること。

(イ) スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

イ スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

(ア) 基本的要件

スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については、次に掲げる基本的要件に基づき、個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

- a スケルトン状態の部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること（直接外気に開放されているバルコニーその他これらに類する部分を除く。）
この場合において、当該区画（以下「スケルトン区画」という。）は、建築基準法の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の

強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

- b スケルトン区画部分を含め、消防計画の作成、管理体制の整備等により、適切な防火管理が実施されていること。特に、スケルトン区画部分については、次の事項を遵守する必要があること。
 - (a) 火気使用制限
 - (b) 可燃物規制
 - (c) 人の入出管理
- c スケルトン防火対象物の部分は、消防用設備等のうち次に掲げるものについては本則基準（政令第8条から第30条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術をいう。以下同じ。）に適合していること。
 - (a) スケルトン区画部分以外の部分
 - (b) 共用部分（廊下、階段、エントランスホール、エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。）のうち、規則第30条第2号イに掲げる消防活動拠点及び第2次安全区画（階段、一時避難場所等）。
- d スケルトン区画部分についても、具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事項は、原則として本則基準に適合していること。また、本則基準に適合させることが困難な事項についても、本則基準に準ずる措置又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。

<具体例>

- (a) 屋内消火栓設備：共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても包含され、技術基準に適合
 - (b) スプリンクラー設備：スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、本則基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドの仮設置又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替
- (イ) 留意事項
- a 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応（消火、避難等）や消火活動との整合性について、十分留意する必要がある。
 - b スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した本則基準又は、(ア)に掲げる要件に適合しなくなることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、本則基準又は、(ア)に掲げる要件に適合しないこととなる事項については、（一般の防火対象物と同

様に) 工事中の消防計画により対応することとして差し支えないこと。

c 具体的な運用例については、別紙2参照。

(3) スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続きに係る運用

ア 共通事項

(ア) スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階から最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

(イ) 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図る必要があること。

a スケルトン防火対象物として使用する理由

b スケルトン防火対象物における施工計画（消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等）

c スケルトン防火対象物の使用計画

(ウ) 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更にあっても、法第8条、第17条の3の2及び第17条の14の規定に基づく防火管理者の選任・消防計画の作成（工事中の消防計画含む。）、着工届及び設置届・検査等の手続きが必要となること。

(エ) 各種届け出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更等々については、審査基準第32消防用設備等に係る届出等に関する運用によること。また、工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に係る消防計画について」（昭和52年10月24日付け消防予第204号）等によること。

(オ) 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、(2)による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲以内であれば、必ずしも個々に手続きを行う必要はない。

イ 個別の手続きに係る事項

(ア) 着工届

a 新築にあたって着工届が既に提出されている場合には、(2)による運用の内容に変更が必要であること。また、工事開始前のため着工届が行われていない場合には、(2)による運用の内容により作成、提出すること。

b 使用開始後におけるスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、第32消防用設備等に係る届出

等に関する運用基準4によること。

(イ) 設置届・検査

- a 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事が全て完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、(1)及び(2)に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形での設置届け・検査を認めることとする。
- b 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届けの内容に基づき実施すること。また、これと併せて、(2)による運用の内容についても確認すること。
- c 消防用設備等の検査済証は、①スケルトン状態の部分が存する段階にあっては本則基準に従って設置され実際に検査した消防用設備等の部分、②防火対象物全体の使用開始の段階（＝スケルトン状態の部分なし。）にあっては当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で消防用設備等検査済証を交付するにあたっては、次に掲げる事項について当該検査済証の余白、裏面等へ追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。
 - (a) 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分
 - (b) 当該部分に設置予定の消防用設備等の種類
 - (c) 当該部分に係る(2)による運用を認めるにあたっての要検討（検査時）
- d 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、第32消防用設備等に係る届出等に関する運用基準4によること。

(ウ) 使用開始

火災予防条例に基づく使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。ただし、事前の手続きに伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付書類を要しない。

(エ) 防火管理関係

スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。特に①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分に係る防火管理責任の明確化、③(2)イ(イ)の点を含め工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等については、十分に留意すること。

ウ 建築基準法による仮使用との整合的な運用

- (ア) 建基法においては、同法第7条の6の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含め運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」（昭和52年11月29日付け消防予第228号）、「工事中の建築物の仮使用について」（昭和53年12月26日付け消防予第243号）、「仮使用承認制度の的確な運用について」（平成9年5月14日付け消防予第93号）等の通知による。
- (イ) 建基法による仮使用については、これらの通知により引き続き整合的な運用を図る必要があるが、本通知による消防法令の運用にあたっては、特に次のような点に留意すること。
- a 事前の段階から、建築指導課等及び設置者と十分な連絡・調整を行うこと。
 - b スケルトン防火対象物に係る防火安全対策（消防用設備等、防火管理、工事中の消防計画等）については、仮使用と整合的な内容とすること。
 - c 消防法令の各種手続きは、手順、時期、階数等について、建築基準法令の手続き（建築確認、仮使用承認、完了検査等）と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。
 - (a) 仮使用承認と並行的に実施される場合
本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象（イ・(イ)・ハ・①）
 - (b) 完了検査と並行的に実施される場合
当該防火対象物の消防用設備等全体が対象（イ・(イ)・ハ・②）

6 工事中の防火対象物

(1) 消防協議の対象となるもの

建基法第7条の6に規定する仮使用承認に係る消防協議があった場合、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等が無いものとみなして基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査する。

ア 新築の場合

(ア) 消防用設備等

法第17条の基準に従って消防用設備等が設置され、維持されていること。

ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講ずること。

- a 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最小限にすること。
- b 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- c 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- d スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等を増強すること。
- e 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。
- f 機能を停止する場合は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をする事。

(イ) 防火管理等

- a 法第8条及び法第8条の2に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を樹立すること。
- b 工事部分の各種作業に対しては、条例第28条に基づき適切な火災予防措置を講ずること。

※ 発砲ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わない。また、溶接・溶断作業等を行う場合には次のことを遵守すること。

- (a) 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。
- (b) 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

- (c) 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤソー等）により工事を行うこと。
- c 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は必要最小限度とし、かつ、危険物については条例第30条及び第31条に基づき適切に取り扱うこと。
- d 工事用シートは防火性能を有するものを使用すること。
- e 工事部分の整理、整頓を徹底すること。

(ウ) 防火区画

仮使用部分と他の部分とは、次に該当する防火区画をすること。

- a 耐火建築物にあっては原則として、耐火構造の壁または床で区画し、区画の開口部には常時閉鎖式または煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸を設けること。
- b 耐火建築物以外にあっては、耐火構造又は防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁又は床で区画し、区画の開口部には常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して開閉する特定防火設備又は防火設備を設けること。
- c 建築法令事項

現行建築法令の基準に適合すること。

イ 増築等を行い、既存部分を仮使用する場合

(ア) 消防用設備等

ア・(ア)によること。

(イ) ア・(イ)によること。

(ウ) 防火区画

- a ア・(ウ)によること。
- b 建基政令第112条第11項の防火区画とすること。ただし、区画の開口部に設ける防火シャッターは遮煙性能を有するものでなくてもやむを得ないものとする。

※ 既存不的確建築物は増築後においては、建基法第86条の7に規定するものを除いて現行基準が適用されることとなるので、仮使用の期間中であっても可能な限り現行基準に適合させること（以下、(エ)及び(オ)において同じ。）。

(エ) 避難施設

建基政令第5章第2節（第123条、第124条、第125条第3項及び第4項並びに第126条を除く。）の避難施設を確保すること。

(オ) 非常用の進入口

建基政令第126条の6又は第126条の7の非常用の進入口を確保すること。ただし、非常用の昇降機が設けられている場合、又は幅員4m以上の道路等に面して消火活動上有効な開口部（直径がおおむね1m以上の円が内接するもの又はその幅及び高さがそれぞれ、おおむね75cm以上及び1.2m以上のもの）がおおむね40m以内ごとにある場合、その他消火活動上支障ないと認められる場合はこの限りでない。

(カ) 敷地内通路

建基政令第128条の敷地内通路を確保すること。

(キ) 地下街

地下街にあつては、建基政令第128条の3の基準に適合すること。

(2) 消防協議の対象とならないもの

消防協議の対象にならないものに対しては、次の事項を指導するものとする。

ア 消防用設備等

(1)・ア・(ア)によること。

イ 防火管理等

(1)・ア・(イ)によること。

ウ 防火区画

使用部分と工事部分とは耐火構造、防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）又は不燃材料（金属（下地を除く。）及びガラスを除く。）で造った壁又は床で区画し、区画の開口部には特定防火設備又は防火設備を設けること。ただし、内装工事等の軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障がないものについては、この限りでない。

エ 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入り口及び廊下その他の通路、直通階段、避難の用に供するバルコニー並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

オ 非常用の進入口

3階部分の使用部分には、非常用の進入口を確保すること。ただし、基準時以前の建築物で、消防隊の進入に有効な開口部がある場合にはこの限りでない。

別紙 1

年 月 日

自治会長様

消防局長名

地区公民館の防火管理について

自治会管理の公民館の防火管理については、平素から何かとご腐心と存じます。

消防法では、公民館の収容人員が30人以上となる場所は、資格を有する防火管理者を定め消防計画を作成し、これに基づいて防火管理業務を実施するよう義務づけられています。

しかし、自治会所有の公民館は使用者が地区住民に限定されていること、及び規模も比較的小さいので、防火管理の基準になる防火管理者の選任及び消防計画の作成については、別添の「公民館の火災予防上の遵守事項」をもってこれに替えることとしましたので、次のことに留意の上、防火管理に支障がないように十分にご配慮をお願いします。

記

- 1 貴公民館の事情によっては、別添「火災予防上の遵守事項」中に防火上の必要と考えられる事項を加えてください。
- 2 「火災予防上の遵守事項」は大書し、公民館使用者の見やすい箇所に掲出して使用者に遵守させ、防火管理を徹底してください。

別 添

火 災 予 防 上 の 遵 守 事 項

火災予防のため公民館を使用するものは、次の事項を遵守すること。

- 1 火気使用設備・器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- 2 火気使用設備・器具の周囲は常に整理・整頓をすること。
- 3 灰皿・吸殻の後始末は完全に行うこと。
- 4 廊下・階段・出入口等には、火災発生時に避難上支障となる物品等を置かないこと。
- 5 使用後は戸締まりを完全にすること。
- 6 建物周囲の整理整頓をすること。

年 月 日

自 治 会 長

別紙 2

具体的な運用例

1 ケースA

階単位又は建基法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分される。
スケルトン防火対象物

(1) ハード面

ア スケルトン区画

建基法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖式の防火戸が設置

イ 内部建材

ほとんど未設置（コンクリート粗壁に近い状態）

(2) ソフト面

ア 火気：使用禁止

イ 可燃物：一切持ち込み禁止

ウ 人の入出管理：立入禁止（スケルトン区画の防火戸は施錠管理）

(3) 消防用設備等

スケルトン区画部分（消火活動拠点及び第2次安全区画を除く。）の消防用設備等について（全て）免除可能

2 ケースB

使用部分と未使用部分（＝専有部分のみ）が混在しているが、これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

ア スケルトン区画

建基法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖式の防火戸が設置

イ 内部建材

ほとんど未設置（コンクリート粗壁に近い状態）又は内装・建築設備の一部設置

(2) ソフト面

ア 火気：使用禁止

イ 可燃物：一切持ち込み禁止

ウ 人の入出管理：原則として立入禁止（スケルトン区画の防火戸は施錠管理）

(3) 消防用設備等

- ア スケルトン区画部分の消防用設備等のうち、消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能
- イ 自動火災報知設備については、仮設置可能。また、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には、免除可能。

3 ケースC

使用部分と未使用部分（＝専有部分のみ）が混在しており、これらの間は簡易な形で区画されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- ア スケルトン区画
 - 不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖式の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置
- イ 内部建材
 - 内装・建築設備の一部設置又は全部設置

(2) ソフト面

- ア 火気：使用禁止
- イ 可燃物：一切持ち込み禁止
- ウ 人の入出管理：不用の立入禁止（スケルトン区画の防火戸は施錠管理又は関係者による管理徹底）

(3) 消防用設備等

- ア スケルトン区画部分について、①消火設備（消火器を除く。）仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能。
- イ スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能。
- ウ 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能。